令和5年度第1回東大和市青少年問題協議会会議要録

1 会議名

令和5年度第1回東大和市青少年問題協議会

2 開催日時

令和5年8月30日(水) 午後2時~午後2時55分

3 開催場所

東大和市役所 会議棟第4会議室

4 出席者

和地 仁美(会長)、小山 正 委員、池田 陽子 委員、木内 健司 委員、樫山 美智子 委員、岡田 博史 委員、堀 浩史 委員、岩崎 浩示 委員

5 議 題

- 1 東大和警察署管内における青少年の動向について
- 2 子ども・若者育成支援強調月間(11月)の対応について
- 3 その他

6 公開・非公開の別

公開

7 傍聴者数

0名

8 発言の内容

小俣部長

ただいまから、令和5年度第1回東大和市青少年問題協議会を開催いたします。 私は、教育部長の小俣と申します。本協議会の進行を務めさせていただきますの で、よろしくお願いいたします。

会議の開会にあたりまして、当協議会会長和地市長からご挨拶を申し上げます。

和地会長

改めまして、皆様こんにちは。東大和市長の和地でございます。本日はご多用の中、今年度第一回目の青少年問題協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症については、今年の5月から2類からインフルエンザと同様の5類相当に変更になりまして、やっと日常が戻ってきたというようなことでございますが、最近の報道によりますと、また少し感染者数が上昇しているという形で、かつですね、この厳しい暑い夏ですね。コロナ以外にも熱中症にも気をつけなきゃならないということで、今回は本当に健康管理に予断を許さないような感じになってると思います。委員の皆様におかれましても、日々様々色んな工夫をして健康維持を保っていらっしゃるんではないかなというふうに拝察しているところでございます。

さて、最近のマスコミの報道などによりますといわゆる SNS を活用、活用という言葉はいけないですね。まあ、使ったいわゆる闇アルバイトといったですね、知らない若者を集めて、非常に高額な報酬を提示して強盗や非常に凶悪な犯罪に、若者としては知らず知らずにこう巻き込まれるといったそういった事件などが報道でもちょくちょく目にするようになっております。このような状況になっていることが、私自身も大変憂慮しているところでございますが、このような状況にあったからこそ、今こそ今まで以上に家庭、地域、学校がそれぞれ手を携えて、そしてもっとアンテナを張りながら子供の健全育成というところに、今まで以上に色々な形で尽力しないといけない状況になっているのかなというふうに思っております。

次代を担う青少年の健全育成は我々大人の大切な責務、日本の未来にとっても非常に重要な取り組みだというふうに思っておりますので、委員の皆様それぞれの立場で、役割をもう一度確認していただきながら、そしてそれぞれ手を携えて、さらに青少年の健全育成に尽力できればというふうに思っておりますので、今後ともお力添えを賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

小俣部長

ありがとうございました。

それでは、議題に入ります前に、「委嘱状」の交付を行います。

東大和市青少年問題協議会条例第3条第1項第2号に基づき選出されている関係 行政機関の委員である東大和市教育委員会教育長及び東京都立東大和高校校長が、 令和5年4月1日付で人事異動されたことに伴う交代。また、東大和市立中学校長 会の会長が交代したことに伴い、それぞれ後任の方に交付するものであります。

また、令和5年5月1日施行の東大和市青少年問題協議会条例施行規則の改正に伴い、新たに東京都小平児童相談所長と市内公立小学校長が委員となりますことから、東京都小平児童相談所長及び、東大和市立第九小学校校長に交付するものであります。

それでは、本日ご出席の、岡田委員(教育長)、岩崎委員(第二中学校校長)、 お二人に交付させていただきます。

~委嘱状の交付~

小俣部長

委嘱状の交付は以上となります。これからどうぞよろしくお願いいたします。 続きまして、次第は前後いたしますが、3の報告事項といたしまして、令和5年 5月1日施行により、東大和市青少年問題協議会条例及び条例施行規則の一部改正 を行いましたので、事務局から説明させていただきます。

石川課長

それでは、3報告事項 東大和市青少年問題協議会条例等の改正につきまして、 ご説明させていただきます。資料2及び3をご覧ください。

まず、青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会法に規定され、地方自治体がそれぞれ条例を設けて設置する、首長の附属機関であります。東大和市青少年問題協議会は、市長の附属機関として、青少年問題について調査・審議を行うほか、東大和市の青少年を取り巻く社会情勢に応じた、青少年健全育成方針を毎年度策定して周知を図っております。

青少年問題協議会における委員の資格要件は、地方青少年問題協議会法により、

平成 25 年までは地方議会の議員が法定化されておりましたが、平成 26 年 4 月 1 日施行の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(いわゆる第 3 次一括法)」により、地方青少年問題協議会法が一部改正され、委員の資格要件が廃止とされました。

これ以降は、協議会の委員の要件については、各自治体の判断に委ねられている状況にあります。

市におきましては、これまでも検討を進めてまいりましたが、全庁的な取組といたしまして、今般の条例改正を契機として、地方自治法の趣旨に沿った委員選出区分の見直しを行ったものであります。

まずは資料2の1ページ目をご覧願いたいと思います。左側が改正前で、右側が 改正後となります。網掛け部分が変更になっている部分というところです。第3条 (委員)というところ、左側、改正前が市議会議員1人となっております。それか ら、それから4番目といたしまして、市職員が3人以内というところ。また、(3) の関係行政機関の職員4人以内となっておりましたが、この5月1日からですね、 市議会議員と市職員を削除いたしまして、そのかわり関係行政機関の職員が4人か ら 6 人というふうに 2 人増える形で条例改正を行っております。続きまして資料 3 の施行規則でございます。第2条の(委員)のところ、条例第3条第1項第2号の 関係行政機関の職員は、次に掲げる者とするとありますが、この4人から6人にな った内訳が2ページ目に書かれております。それまでなかった(3) 東京都小平児童 相談所長又はその指名する職員、(4)につきましては市内公立小学校長ということ で追加させていただいております。以上のようにいたしまして、選出区分を見直し ますと同時に、より子どもたちと距離が近くて経験の豊富な人物をということで、 市職員と議員さんと替えまして、小学校の校長先生と東京都小平児童相談所の職員 を選出したという形になります。説明は以上となります。新しく委員になられた方 もこれからもよろしくお願いいたします。以上になります。

小俣部長

ありがとうございました。事務局から説明のありましたとおり、条例と施行規則を改正して、新たな委員のみなさまに本日お集まりいただいたところでございます。 これからよろしくお願いいたします。

それでは、次第の2にもどりまして、皆さまから簡単に自己紹介をお願いします。 小山委員からお願いいたします。

~自己紹介~

小俣部長

ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

最初に、議題1 東大和警察署管内における青少年の動向につきまして、東大和警察署 堀委員より講話をいただきます。よろしくお願いいたします。

堀委員

まず、皆さんご存じかと思いますので、基本的なことのおさらいになりますけれども、犯罪は刑法犯と特別法犯の 2種類に分かれておりまして、刑法犯っていうのは、放火とか殺人とか、強盗や窃盗もそうです。それから、凶悪犯が窃盗犯とか粗暴犯といった種類の犯罪がいわゆる刑法犯です。それに対しまして特別法犯という

のは、銃刀法違反とか痴漢。 痴漢というのは東京都では迷惑防止条例等のもので。 あと出会い系サイト規制法違反とか児童買春とか児童ポルノ法違反。この特別法犯 の中には、麻薬と覚醒剤とか、そういった取締法なんかも含まれております。今か ら申し上げます数値的なものは、まだ暫定の数値で、確定の数値ではございません が、7月末の状況で含めてお話させていただきます。

本年1月から7月までの刑法犯の方ですね。当署管内、東大和市の方から武蔵村山市も含めて、当署管内で検挙いたしました少年の数は43名となります。これは昨年40名でしたのでプラス3名というところで、横ばい。刑法犯で最も数が多かったのは自転車盗犯、まぁ自転車泥棒です。あと万引き、こういった窃盗犯がやはり多くなっています。その他、暴行、傷害。障害というのは3日以上の負傷を負って、その診断になったら傷害事件として立件します。こういった暴行や障害といった粗暴犯が窃盗についで多くなっています。

特別法犯がどうかと言いますと、7月まで10名という検挙状況で、昨年から4名増です。 内容的には、凶器携帯とか禁止場所立ち入りが含まれます。軽犯罪法が一番多くて、ついで、皆さんもニュースで多く見かけていると思いますが、大麻の検挙が多くなっている状況です。数値自体を見ていますと、刑法犯も特別法犯もあまり昨年からそこまで著しく増加はしてない状況なんですけれども、ちょっと変化があったのはですね、この数値は19歳以下の全年齢を含んでおりまして、いわゆる触法少年。触法少年というのは、16歳未満の少年になりまして、事件送致ができない年齢。通常であればこちらで東京地検立川支部に扱えば事件送致するんですけれども、そこまで至らず児童通告するとか、何かしら処理はしてるんですけれども、犯罪として立件するということはしていない。その触法少年の数が伸びているという状況です。

触法少年の刑法犯といたしましては、昨年17名のところ、今年は26名。プラス9名。 特別法犯は、昨年2名、今年は6名でプラス4名。低年齢化ですね。この間は、あの100円ショップで合計70点を万引きしたのは8歳。バッグ自体も万引きしちゃう。姉妹。犯罪を行ってしまうにあたっては、そういう風になってしまう家庭環境があったりします。そういうところに配慮しながら、児相さん、子家センさんと連携させていただいております。

ちょっと話題に戻りますけれども、現在、社会問題化しております。大麻取締法違反で今年に入って2名検挙しています。あの大麻の所持も含めて全ての大麻の犯罪で10代20代が7割を占めます。また令和元年以降、大麻の検挙というのが増えているんですけれども、若年層の。この大麻の乱用が拡大している背景として、大麻に関して誤った情報が拡散されている。例えば、"タバコより害が少ないんだよ"とか、"アルコールとかタバコよりも依存度は低いんだよ"とか、誤った情報が氾濫していて、インターネットとかから、そういった間違った情報を入手することで、じゃあやってみようとなって安易な気持ちで手を出してしまうということになっている。厚労省もそういう見解を示してしている。当然ながら大麻を検挙しますと。任意捜査することもあれば逮捕することもあります。話を聞いてみますと、かなり安易な気持ちでやっていますし、外国の音楽、HIPHOPとかの憧れとかの気持ちで軽い気持ちで始めてしまうということで。

あとは、先ほど市長もおっしゃっておりましたけど、特殊詐欺だとかアポ電強盗ですとか、そういったものの実行役を収集するツールとして使われておりますのが、闇バイトでございます。ネット社会の負の側面というふうにいわれて、大きな影響をきたしているというのは間違いないのかなと思われます。

また、ちょっとだけ話がずれてしまうかもしれませんが、先日も報道各種で取り上

げられておりましたけど、特殊詐欺の被害が未だ後を絶ちません。当署管内におきましても、本日現在で33件被害が発生しております。被害金額が2,800万となっております。東大和市内でも16件発生しておりまして、被害金額は約1,600万。ほぼほぼ半分ずつといったところでございます。特に今年になって多いのがいわゆるサポート詐欺の手口でございまして、ご自宅などでインターネットにつながったパソコンの使用中にウイルスに感染しましたとか、サポートセンターはここですとか出て、すぐに電話してくださいとか。片や、使っている人にしてみればすぐにパニックになって電話しちゃうんです。そうしますと遠隔で治しますよ、と実際遠隔で治すような作業をしつつ、サポート料金については電子マネーカードでお支払いいただくこととなります。すぐに買いにいってください。何万円分の電子マネーカードを購入して裏面のシリアル番号教えてください。というように誘導するんですね。それで、一回買いました、教えました、あれおかしいですね、ちょっと入力が正しく行きません。もう一回買ってきてください。それでどんどん、どんどん買わされてしまうんです。これはですね、やっぱり引っかかってしまうんですね。

比較的、特殊詐欺はご高齢の方々がターゲットされやすい犯罪がありますけれどもちょっとこのサポート詐欺につきましては 40 代 50 代の方も引っかかってしまうと。こういったところで、去年は一年間で 28 件でしたけど、 今年はすでに 33 件発生している状況でありまして、非常に当署としても危惧しております。

また、なぜ特殊詐欺の話をしたのかといいますと、やはり受け子として青少年が利用されている状況がありまして、5月に当署管内でだまされたふり作戦と言いますか、アポ電、いわゆる予兆電話ですね。お母さんが出たけど電話かかってきた。その電話を見破ってくれて警察に通報してくださる方が、たくさんいらっしゃいまして、その中で、どういうやりとりしましたか、まだ騙され途中、相手もまだこれからお金を取りに行くようなところであれば、警察の方で待ち構えて実際に対応、お金を取りに来た犯人を捕まえるんですね。ここで5月に捕まえまして、うち一人が少年でありました。この少年は闇バイトに応募したということではなくて、友達つたいに特殊詐欺のグループに入ってしまったっていうものでございまして、いずれにしましてもこういった若者が特殊詐欺という犯罪に巻き込まれてしまうという現状は広がりを見せてしまっているんだなと思います。

先日受けました少年相談でも、友達から生活に困っているのでお金を貸してくれといわれて、振り込んだ口座が、その友達の口座じゃなくて別の名義の口座で。おかしいなあということで、うちで捜査を進めましょうということで進めてましたら、その友達っていうのは別の署に受け子やっちゃいましたっていうことで自首してきたんです。その友達自体も詐欺グループに指示されているものでしたし、この金を振り込ませた口座名義人自体もやっぱり特殊詐欺グループでした。そういった資金につきましては、やはりすべてヤクザや窃盗グループの資金源になっておりますので、うちも事前に、既遂に至る前に使用口座を把握すればその口座を凍結しておりますし、それが間に合わず、騙されて現金渡したり、あるいはキャッシュカードを渡してしまって、現金を引き出される。というようなことでイタチごっこの状況になっておりますけれども、できるだけ対策をとっております。

犯罪の話はこのくらいにしまして、続きまして、少年補導の現状でありますけれども、本年 7 月末、1 月から 7 月、7 月末の補導件数につきましては 312 件、昨年は 291 件ありましたので 21 件のプラス状況となっています。こちらも少年補導なので、やっている行為は喫煙ですとか、深夜徘徊とか夜の遊興場立ち入りですとか。そういった不良行為につきましては、この 312 件中最も多いのは、深夜徘徊で、夜 11 時以降に出歩いていると。非常に多く、全体 8 割強となっています。で、続いて喫煙が 5 0

件近く、コロナが一時収束というところで、管内の全体的な犯罪件数はやっぱり増加傾向なんですけれども、少年たちの動向自体は、日々の110番とか見ていますと、集合住宅が点在しているところとか、集まりやすいところで集合してみたり、そのすべてが少年ではないんですけど、やっぱり活動的になってるのかなと感じております。また、若者に関する110番というのは毎日のように入っており、昨日も数件入ってきております。少年であれば補導する。

当然ながらこういった不良行為、深夜徘徊や喫煙などの不良行為が、ひいては犯罪行為にどんどん発展していくということになるのかなと。集まる行為自体が悪巧みであったり暴走行為であったりで、そこから、おととしくらいになりますけど、実名出しちゃうんですけど、調布グループと立川グループの対立抗争ですかね、それも凶器準備集合罪で一応。そういうどんどん悪いことが加速していきますので、他の団体でどんどん補導して。その少年自体にも訓戒を与えるんですけど、その反省を促すとともに、その保護者に必ず少年補導すると保護者連絡をしています。その少年もしっかり見てやってくださいということで。

それでは、以上で簡単に現状を説明申し上げましたけど、警察としましては、少年 補導ですとか少年相談ですね、サイバーパトロールなどを通じて、少年犯罪や闇バイ ト情報を収集しております。あと、学校を対象としたセーフティー教室、薬物乱用防 止教室ですとかそういったところで非行、不良起きないように情報発信を含めてやっ ています。今後ともご協力をお願いしたいと思います。私からは以上です。

小俣部長

森委員ありがとうございました。まぁいろいろ犯罪の話お聞きしましたけれど進化しているんだなぁというか変化しているんだなってところで、青少年が巻き込まれないとか利用されないようにそういうことが必要だなって守ってあげたいなっていうふうに思いました。あの、ほかの委員の皆様から今のいただいたお話からここ聞きたいなとかあれば。

小山委員

これは他から来た人間が捕まったのか、ここにいる人間が捕まったのか。

堀委員

今回の関係については市内居住というところ。

小山委員

市内の人間が捕まった。以前はそんなことあんまりなかった。東大和市内では。

堀委員

去年、去年も確か、東大和か武蔵村山か忘れてしまいましたけど。去年もいわゆる 東大和署管内で。

小山委員

中学生とか高校生とか

堀委員

中学生ではないです。高校生あるいは学校に行っていない少年。

小山委員

3、4 年前までそんなことなかった。来た人が変わって、治安が変わったと。市民が捕まるってことは前はなかった。

堀委員

この間、広報しましたけど監禁事件で検挙した少年も話を聞いていますとやっぱり 大麻をやってまして、5人中5人やってました。東大和の子なんですけど、あの車で、 車でこうあの逃げられないようにして。仲間のグループの一人というか関係者を連れ まわして。

池田委員

去年は武蔵村山では1件あったけど東大和ではなかった。管内の少年は1人いたと。 その青少年っていうのは警察では一応20歳未満の枠なんですか。

堀委員

えっと青少年ですとあの色々ね。17歳未満です。

池田委員

成人が18歳になって下がってはいない?

堀委員

そうですね。少年犯罪という見方ですと19歳までです。依然として。

小山委員

あの、先ほど、刑法犯の人数を教えていただきましたけれども、そういうなかでどういう環境の下でそういう方がこう犯罪を犯しているという、ある程度の分析はされますか?わかりますでしょうか?ともう一つは、その、再犯っていうのはどのぐらいの確率で再犯されるんでしょう?

堀委員

再犯率はちょっとあの手元にデータがないのであれなんですけど。やっぱり悪いのは悪いので、何回も犯罪を犯す少年っていうのはいますね。少年補導、犯罪に至る前の深夜徘徊とか喫煙とか、そういう少年補導って、意外と我々の方では貴重な情報源になりまして、ここで誰々を深夜徘徊で補導した時に同時に補導した少年で、ここであの人間な関係性がわかるんですよ。で、そこであのずっと固定して、同じグループでいる人間っていうのは、やっぱりあの肌感覚ですけど、再犯率が高いと思います。犯罪を繰り返し犯してしまう少年もそうですし、まあ、粗暴犯とかそういった犯罪を犯してしまう少年の家庭っているのは、やっぱり問題は、ほぼほぼ持っています。

犯罪を繰り返し犯してしまう少年もそうですし、まあ、粗暴犯とかそういった犯罪を犯してしまう少年の家庭っていうのは、やっぱり問題は、ほぼほぼ持っています。両親のうち、お一人いないっていう家庭環境がやっぱり多いんですね。そうしますと稼ぐためにいないもんですから、その間一人でいろいろやってしまうという。昔から変わらないところですね。捕まえてみて、保護者呼ぶんですけれども、やっぱりあの一人親、その親御さん自体、まったくもちろんそうなんですけどもっていう話をしてみても、わかりました、わかりましたっていうだけだったり、呼び出しに応じないというのもたくさんいます。

小山委員

すみません、本人の話みたいな、こうなんか電話して誰か救うっていうってこと じゃなくて、本人が行ってそれを楽しめるとか、あるいは家庭でどうしても受け入れ てもらわない子は、別のところで受け入れるような施設があれば、今の話の中でいいのかなっていう。 直感的に思っただけなんです。 まあ、東大和市は幸い公民館が5館がありますし、児童館も6館もありますので、まあそういうところでちょっとした部屋があって自由に出入りできて、あの職員がきてくるんじゃなくて、子供たちが勝手にいって、そこで何かゲームしたり、何か楽しめる。そういうようなところがあるとちょっと発散できるっていうのが、よりどころになるようなところがあるといいのかなっていうふうに、今お話を聞いてて感じたんですけど。

堀委員

まぁ良し悪しがあると思います。多分、そこでまたあのかつあげしたりとか。インターネットで変なところにつなげたりとか。まぁフリーwifiがあればですけど。そういう懸念はありますけど。素晴らしい発想だと思います。

池田委員

大麻の出どころっていうか、友達同士で出し合ってってだけなのか、それともどっかの繁華街とかでもらってきてとかなのか。

堀委員

入手としては大量に仕入れる人間はその密輸とか栽培とかなんでしょうけど、管内の事案で言いますとやっぱりあの繁華街で安価で買ってくるとかっていうパターンが多いですかね。この間捕まえたやつとかは、あの本当に前に行った時に知り合った人間と携帯でやり取りするようになって、市内の某飲食店で受け渡ししたみたいな。その少年の中に売人みたいな人間っていうのは、そんなにやっぱりいなくて、使用する分だけ購入して使用してるような状況が見られます。少年の場合はですよ。

木内委員

大麻を使用するだけだと犯罪にならないんですよね

堀委員

法律では所持しか今のところ処罰はない。

木内委員

でも入口ってよくいわれますよね、大麻って。

堀委員

そういう形でこれから覚醒剤とかに。

池田委員

ネットとか利用した購入とか多くなったりしてるんですか

堀委員

全域ではかなりやっぱり増えてると思います。ただ、東大和署管内でネット取引は あまりないですね。あとは友達伝いとか。

小俣部長

はい。 ありがとうございました。 先もありますので進めさせて頂きます。堀委員ありがとうございました。

小俣部長

ありがとうございました。

それでは、議題2 子ども・若者育成支援強調月間(11月)の対応について、 事務局から説明させていただきます。

石川課長

それでは、「議題2 子ども・若者育成支援強調月間の対応」につきまして、ご 説明させていただきます。

子ども・若者育成支援強調月間の取組みといたしまして、当市におきましては、 コロナ禍以前は、東大和市公立学校健全育成会議との合同で、東大和市駅、玉川上 水駅、奈良橋スーパーたいらや、イトーヨーカドー前交差点付近の4か所で、青少 年の健全育成について呼びかけをしておりました。

コロナ禍の令和2年度~4年度の3年間は、感染拡大防止という観点から、青少年問題協議会としましては活動を中止しておりましたが、令和5年度の活動についてはどのようにすべきか、委員の皆様にご協議いただきたいと存じます。

教育指導課に確認しましたところ、東大和市公立学校健全育成会議は、コロナ禍以降、主だった活動は行っておりませんが、この強調月間における活動については、何かしらの形で参加するかどうかは実施が決定した場合に検討したい、とのことでありました。

ご存じのとおり、新型コロナウイルス感染症は、感染症法上、"2 類相当"からインフルエンザと同様の"5 類相当"に引き下げられ、行動制限のない日常に戻っておりますことから、事務局としましては、4年ぶりにキャンペーン活動を復活させてもよいのではないかと考えております。

このことにつきまして、委員の皆さまのご意見をお聞かせいただければと思います。

説明は、以上でございます。

小俣部長

はい、ありがとうございました。ええ、事務局から話がありましたが、まあコロナが 5 類になったと契機にですね。また、啓発活動を再開してはどうでしょうか?と言うようなお話でございます。 委員のみなさまからご意見いただければありがたいんですけど、いかがでしょうか。

池田委員

意義ありません。

木内委員

やりましょう。

小俣部長

みなさまよろしいですか?

小山委員

学校の対応どうなんですか?

石川課長

会議の方はあるはあるんですけど活動とまっちゃっている状況らしいんですね。 こちらが決まったら合わせますよみたいな感じらしいので。また決まったらいろい ろお話をさせていただきたいと思います。

小俣部長

はい。それでは皆様のご意向を受けましてね。事務局の説明とおり行うということでよろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。そのようにさせていただきまして、学校の方とも調整を進めたいと思います。具体的な実施方法につきましては、次回の会議で事務局から説明をさせていただくということで、よろしくお願いいたします。

はい。 それでは、次の議題ですけども、その他ですけども、何か、皆様から意見 交換などをされたいようなお話がございましたら、ご意見をお願いしたいと思いま す。いかがでしょうか。

それでは無いようでございますので、議題の3につきましては終了とさせていただきます。

はい、以上ですね。本日の議題はすべて終了となりました。ありがとうございました。